大阪府住生活審議会住生活基本計画推進部会運営要領

第1 趣旨

大阪府住生活審議会規則(昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定により、住生活基本法第17条第1項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に住生活基本計画推進部会(以下「部会」という。)を置く。

第2組織

- (1) 部会は、下記の者で組織する。
 - ① 部会に属する委員は、規則第2条第2項に規定する委員のうちから、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。
 - ② 部会に属する専門委員は、規則第3条第2項に規定する専門委員のうちから、専門の事項を調査審議させる必要があるときに限り、規則第6条第2項の規定により会長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取 することができる。

第4補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、令和6年7月4日から施行する。